

令和5年2月28日
公益財団法人東京観光財団

令和5年度「東京観光情報メールマガジン」の制作及び配信業務委託
事業者選定実施要領（プロポーザル方式）

1 目的

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、東京都観光産業振興実行プランで掲げる「PRIME 観光都市・東京」の実現を図り、訪都旅行者数を増大させるため、国内外に向けて「旅行地としての東京」の魅力を印象づけるための取組を実施している。

本事業では、海外の旅行事業者及びメディア（一般・業界）を対象に、東京の魅力や最新の観光情報をタイムリーに伝えるメールマガジンを定期的に発信し、訪都旅行商品の販売促進やメディアによる取材促進を図る。

については、プロポーザル方式で委託事業者を募集し、企画審査会を実施する。

2 委託内容

仕様書のとおりとする。

3 事業提案上限額（消費税等諸税を含む）

金9,800,000円也

4 契約の履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

※（7）を除き、全てビジネスチャンスナビ（以下「BCN」という。）を通じて行う。

（1）公募開始及び希望申出受付開始

令和5年2月28日（火）

希望申出方法については、TCVB ホームページにて契約情報を参照のこと。

（2）公募締切

令和5年3月6日（月）正午まで

（3）企画審査会への指名通知

令和5年3月7日（火）

（4）質問の受付期間

令和5年3月7日（火）から令和5年3月10日（金）正午まで

※仕様書及び委託事業選定に関する質問については、質問受付期間中 BCN を通じて

受け付ける。口頭や上記以外の方法による質問は一切受け付けない。

(5) 質問への一斉回答

令和5年3月15日(水)中に行う。

※質問内容については、全てTCVB事務局で取りまとめた上で、指名通知を受けた全ての事業者に対しBCNを通じ一斉に回答する。参加者からの質問がなかった場合には回答は行わないので注意すること。

(6) 企画提案書及び見積書の提出期限 ※データはBCNを通じて提出のこと。

令和5年3月23日(木)正午まで

(7) 企画審査会の開催

令和5年3月27日(月)

(8) 審査結果の通知

令和5年3月31日(金)

6 企画審査会の実施方法・実施時間等

(1) 実施日

令和5年3月27日(月)

(2) 実施会場

Zoom等を利用したオンライン会議とする。

(3) 実施方法

出席者(1社3名以内)のプレゼンテーションとする。

(4) その他

- ・各社15分以内で企画提案書及び見積書について説明し、その後10分間の質疑応答を行う。
- ・実施時刻等詳細については別途事務局よりメールで通知する。
- ・企画審査会の当日開始時刻に遅れた場合は失格とする。

7 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果はBCNを通じ通知する。なお、審査内容に係る問い合わせについては一切受け付けない。

8 企画提案に必要な提出物と提出方法

企画にあたり、「9 選考方法」に示す項目ごとの評価基準を留意の上、提案すること。

(1) 提出物

ア 企画提案書

書式はA4版横(両面印刷)、文字のサイズは10.5ポイント以上、言語は日本語とし、各頁番号を明記すること。企画提案書は、原則下記の項目に従い作成し、各番号を明記すること。企画提案書のタイトルは、「令和5年度東京観光情報メールマガジン企画制作業務」とすること。

① 実施体制

- ・組織体制図（TCVB との連携含む）

※業務遂行にあたり協力先などがある場合はそれらも含めること。ただし、協力会社に社名の一部が含まれる場合等は記載に注意すること。

- ・同様業務の実績等

※過年度の本事業の受託実績は記載しないこと（本事業とは判別できない記載であれば可）。

- ・制作スケジュール

② 企画・編集

- ・東京を魅力的に訴求させる為誌面構成や多角的なコンテンツ案など盛り込み、タイトル・レイアウトは視覚的に訴え読者の興味を喚起する工夫をすること。

③ 配信

- ・配信システム等
- ・新規登録希望者が自らオンライン上で登録できるページとして工夫すること。その際 GDPR の基準を満たす文言を付与すること。

④ 報告書・価格・その他

イ 見積書

本件委託業務全般に係る経費の見積書を下記の項目を入れて提出すること。

① 仕様書の項目別の内訳及び見積総額

※見積総額には消費税等諸税を含んだ金額とすること。

- ② 提案の各制作物で使用するイラスト・写真・動画等の素材について購入、作成、使用許可等に係る経費は全て見積りに含めること。また、人件費、通信費、交通費、物品費等の活動に係る全ての費用も見積りに含めること。
- ③ 天変地異や政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。キャンセルポリシーが定められている手配事項がある場合、その条件を（見積）備考欄に明記すること。
- ④ 見積書（データ）とは別に、見積金額（税抜）を期限までに BCN の所定欄に入力すること。

ウ その他（取得済みの場合）

以下の認証を保有している場合、認証書類の写しを提出すること。

- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証、または一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類。
- ② 協力先・予定する再委託先も上記認証制度を取得している場合は、同様に認証書類を提出すること。

（２） 提出方法・体裁及び宛先

- ・企画提案書、見積書、各 2 部を以下のとおり PDF データで提出すること。

・企画提案書、見積書の各1部については自社名及びロゴマーク等は一切記入しないこと。ただし、業務にあたっての再委託先、協力先がグループ会社以外の場合は、提案書（社名あり・なし）に全て明記すること。

提出物	自社名及びロゴ	会社印	提出部数
① 企画提案書	なし	なし	PDF データを BCN を通じて提出
	あり	なし	PDF データを BCN を通じて提出
② 見積書	なし	なし	PDF データを BCN を通じて提出
	あり	あり	PDF データを BCN を通じて提出

(3) 企画提案応募の辞退

企画提案応募を辞退する場合は、BCN にて辞退手続きを令和5年3月22日（水）正午までに行うこと。

(4) 注意事項

提出期限までに提出物が届かない場合、また BCN での電子データ提出と見積金額の入力がない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。

9 選考方法

企画審査会においては、TCVB が別途定める「令和5年度「東京観光情報メールマガジン」制作及び配信業務委託事業者選定企画審査会審査要領」の審査方法及び審査表に基づき選考を行う。評価基準については、下記のとおりとする。

(1) 全体に関すること

① 組織体制

・業務を適正かつ効果的に履行できる組織体制になっているか。

② 業務実績

・実績は十分か。

・ライター／翻訳者の技量は十分か。

③ 制作スケジュール

・制作スケジュールは必要十分な校正回数が確保され、無理のないものとなっているか。

(2) 企画・編集

① 全体企画案

・全体の誌面構成にテーマ性があり東京を魅力的に訴求できるか。

② 見せ方の工夫案

・都内エリアごとの最新トレンド情報がわかるような工夫がみられるか。

③ 興味・関心の喚起・維持案

- ・新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえた上で東京への興味・関心を喚起・維持できる内容となっているか。

④ コンテンツ案

- ・動画やマンガ、イラスト等、東京の魅力を伝える多角的なコンテンツ案が盛り込まれているか。

⑤ 原稿作成/翻訳/校正案

- ・原稿作成/翻訳/校正はネイティブまたはネイティブレベルの能力を有するものが実施できる体制となっているか。

⑥ タイトル・レイアウト案

- ・タイトル・レイアウトは視覚的に訴え多忙な読者の興味を喚起する案になっているか。またモバイル機器に対応しているか。

(3) 配信

① 登録ページ案

- ・登録ページを設け、読者を幅広く募集できるか。登録情報の修正等はオンライン上のできる機能となっているか。

② 配信システム等

- ・未配信などのエラーが起きないように配信に関して最善の工夫がされているか。
- ・メールマガジンの開封率、開封数、クリック数等を把握するための CGI 等を設置しているか。またモバイル対応できているか。

(4) 報告・その他

① 報告

- ・メールマガジンの開封率、開封数、クリック数等の報告ができるようになっているか。次号につながるデータ分析が実施できる体制か。

② 価格

- ・見積価格は、経費内訳含め妥当性はあるか。

③ 特筆事項

- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証、あるいは一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類を取得しているか。

10 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。
- (3) 応募者が仕様書に定めのない事項について提案し、その企画が採用された場合、応募者は当該企画を提出した見積の範囲内で実施することとし、またその実施内容を別途特記仕様書に定めるものとする。

11 本件の問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部

郵便番号 1 6 2 - 0 8 0 2

東京都新宿区山吹町 3 4 6 番地 6 日新ビル 5 階

電 話 : 0 3 - 5 5 7 9 - 2 6 8 3